

双議会だより

おおえ

2012.4.25

No. 123



平成24年度
第1回定例会 ②

特別会計予算 ④

一般質問 ⑥

大江町議会議員政治倫理条例 ⑩

各常任委員会活動報告 ⑫

伊藤善男氏 旭日双光章受章/議会の動き .. ⑬

議長辞職/編集後記 ⑭

最後の卒業式 —三郷小学校—

たくさんの思い出につつまれました

のスタート

社会の実現」に向けて

平成24年

第1回 定例会



耐震改修工事を行う庁舎

今定例会では平成24年度当初予算をはじめ条例の制定および改正、平成23年度補正予算など議案31件、議員発議1件、計32件が提案され、いずれも原案どおり可決しました。

平成24年第1回定例会は、3月8日から15日までの8日間にわたり開催されました。

平成24年度
予算特別委員会審査

一般会計

一般会計の総額は46億4千200万円、前年度に比べ3・5%の増です。

歳入

町税は7億7千567万円、地方交付税は21億8千500万円、町債は4億9千300万円などが主なもので、自主財源は24・9%、依存財源は75・1%です。

歳出

主な事業では庁舎耐震工事費、藤田・大明神線の道路改良費、町営西原住宅C・D棟建替工事費、東地区公民館ホール音響設備更新

費、やる気ある農業活性化プロジェクト支援事業費などです。
なお、公債費は6億8千204万円（元利金とも）です。



安彦勉予算特別委員長

◆庁舎耐震改修工事◆

問 工事の内容は

答 耐震補強、庁舎全体の外壁塗装、屋上防水工事です。

問 工期は

答 実施設計を外部の判定委員会にかけた後、7月末頃までに結果を得られるので、その後入札をし契約を行い、9月中旬工事着工、平成25年2月末完成の予定です。

渡邊町政二期目

「普通の人が普通の生活を送ることができる」

◆ 問業者の選定は

【答】3つの工事施工に对应する業者を選定したい。

◆ 記念切手作成委託料 ◆

問内容は

【答】大江町の観光PRを目的とし、80円切手10枚のシートを10000部作成するものです。

◆ 農用地流動化

奨励事業補助金 ◆

問事業内容は

【答】農地の集約化を進め、担い手農家の経営安定化と質のよい農業を目的とし、長期間の利用権設定、売買の両当事者に補助金を出すものです。

問平成23年度の実績は

【答】6～10年の利用権設定のみで、貸し手4人借り手7人、10年以上の利用権設定はそれぞれ2人ずつで、補助額は43万1千円でした。



森ノ宮橋より月布川を望む

◆ 月布川水質調査委託料 ◆

問水質調査の目的および結果は

【答】水質調査は2年に1回行っており、24年度も行いたい。今年度は特に放射性物質の有無を含め、柳川温泉のお湯が流れ込むので20項目ほど、7～8月に調査したい。

月布川のB・O・Dは1・4～2・4ポイントを維持し、数値に大きな変化はない。調査場所は長畑・七夕畑・大久保・望山・川口の5ヶ所です。



寄宿舎 (山崎団地)

◆ 寄宿舎耐震診断委託料 ◆

問寄宿舎の役割は終了したと思うが

【答】寄宿舎は七軒地区の生徒を対象に昭和52年11月から始まり、平成17年度の2名を最後に、寄宿舎としては使われておりませんが、今後、モンタナ大学学生の宿舎として、あるいは中学校の部活の合宿所等に活用できるのではないかなど検討していきたい。

平成23年度補正予算

各会計別補正の状況

(単位:千円)

| | 補正額 | 補正後の予算 |
|---------------|---------|-----------|
| 一般会計 | 29,500 | 4,985,600 |
| 国民健康保険特別会計 | 78,335 | 986,637 |
| 後期高齢者医療特別会計 | ▲1,419 | 99,317 |
| 介護保険特別会計 | 30,012 | 891,296 |
| 宅地造成特別会計 | ▲1,487 | 22,363 |
| 簡易水道事業特別会計 | ▲249 | 6,541 |
| 公共下水道事業特別会計 | ▲4,785 | 543,742 |
| 農業集落7排水事業特別会計 | ▲443 | 42,878 |
| 水道事業会計 | | |
| 収益的収入 | ▲582 | 237,618 |
| 収益的支出 | ▲582 | 237,618 |
| 資本的収入 | ▲13,360 | 43,810 |
| 資本的支出 | ▲2,546 | 114,434 |

3月補正の主な内容

年度末を迎え、今後の見通しに基づく精査による増減です。(単位:千円)

| | |
|-------------------|--------|
| 総務費/やる気→元気活動支援補助金 | ▲3,500 |
| 衛生費/合併処理浄化槽設置補助金 | ▲5,101 |
| 農林水産業費/農業振興費 | ▲8,611 |
| 土地改良施設維持修繕等工事費 | 11,200 |
| 商工費/企業立地促進事業助成金 | ▲6,612 |
| 消防費/消防用備品購入費 | 6,858 |

◎専決処分

・大江町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決を承認しました。

内容は、省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があることからです。

・平成23年度大江町一般会計補正予算(第5号)と(第6号)の専決処分を承認しました。

内容(第5号)は、大江町選果場のリンゴ選果機更新の購入時、県から640万円の補助金を受け農業振興費

の予算措置等が必要となり、予算の補正をしたものです。

(第6号)は、豪雪により道路除排雪費用及び保育園、学校、中央公民館等の町施設の雪下ろし等の予算措置が緊急に必要となり、4千400万円を追加したものです。

◎条例制定

・大江町課設置条例等の一部を改正する条例の制定については、組織機構の見直しに伴い関係条文改正が必要なことからです。

・大江町印鑑条例の一部を改正する

条例の制定については、住民基本台帳等の一部を改正する法律の施行に伴い、外国人住民を住民基本台帳に記載する必要があるための制定です。

・大江町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、住民基本台帳等の一部を改正する法律の施行に伴い、外国人登録に関する証明を削除するための制定です。

・大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、特別職(町長、副

町長)の給料月額額の減額および身体障害者相談員等の報酬を追加するための制定です。

・大江町教育長の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定については、教育長の給料月額額を減額するためのものです。

・大江町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、第5期大江町介護保険事業計画における、平成24年度から26年度までの保健率の設定等に伴い、本条例の一部を改正する必要があるからです。

・大江町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、公営住宅法の一部改正および西原住宅の供用開始に伴い関係条文を改正する必要があるためです。

以上が、可決されました。



消防団に配備される無線機



士田 勵一 議員

Q 町道藤田大明神線バイパス道路計画の進捗状況は

A 平成25年度内の着工・完成を目指す

Q 新たな宅地造成計画に着手を

A 環境への配慮と適正規模について研究を進める

Q 市街地循環線（通称）の一部の、町道藤田大明神線バイパス道路の新設計画は、水面下では一歩ずつ着実に進んでいると思えますので、今後の方針を伺います。

町長 道路や橋梁などの交通網は、地域間の交流の促進や産業・経済の振興、そして地域活力の向上に極めて大きな役割を果たす社会資本であります。

現在、担当課共々、交渉を重ねている最中でありまして、地権者の方々のご理解により、一歩一歩確実に前進していると認識しているところであります。

平成25年度には工事着工および同年度内の完成を目指しているところでございます。



工事が予定される藤田大明神線

Q 人口減少抑制策を主たる政策として、どこの市町村でも宅地造成と企業誘致・招致はセットとなっており、わが町も、どなたが町長になろうとも変わりはないと確信しております。

したがって、宅地造成の早期着手を強く願っております。

「きらりタウン美郷」は残り4区画となり、新たな宅地造成をどのように考えておられるのか伺います。

町長 わが町はこれまで、昭和49年に分譲を開始した下毛団地を皮切りに、山崎、月が丘、柏陵の各団地と、平成に入ってからパークタウン、前田、螢水、みなみ、そして美郷住宅団地の総合計で475区画を販売してきたこととなります。

近年の社会情勢は、少子高齢化や情報化が急速に進展したことにより、町民ニーズはより高度化、複雑化し、併せてライフスタイルの多様化と個々の価値観が変化してきていることはすでにご承知のとおりであります。

宅地の購入と住宅建築で2千万円程度に抑えたいという声も多いことから、やはり住宅に関する施策も転換点を迎えているように感じられます。

新たな住宅地等の造成に関しましては、今回、議題ともなっております。

す「大江町国土利用計画」のなかでも、「新たな住宅地の確保にあたっては、自然環境の保護・保全に配慮しながら、需要に応じた適正規模の用地の確保に努める」としていることから、入念な調査研究を実施し、環境や農業への影響も最大限に考慮しながら研究を進めてまいります。



残り4区画となった美郷(みさと)団地



菊地 勝秀 議員

Q 町長の理想とする町長像、職員像、議員像について

A 町民のためにどのような姿勢で町の未来を考えているかによります

Q 定住促進に向けた具体策について

A 先進事例等を参考にしながら研究してまいります

Q 町長をリーダーとした執行機関、町職員及び議員と、大江町発展のためにどのような関係を保つのが理想と考えているのかお伺いします。

町職員の方々は、町民の安全、安心な暮らしを守るといふ認識のもと職務に励まれ、しっかりと支えていただいております。

町長は、執行部局、職員の方々にいかんどのように働いていただくかで手腕が問われるものと考えます。

議員は町民の信頼と負託に基づくものであり、政治倫理に反する事実がある場合、道義的責任を明確にしなければなりません。

町長自身の理想とする姿とともに、職員、議員に対してどのような希望を描いているかお伺いしたい。

町長 リーダーとしての町長、そして町職員、さらに議員の方々は、町民のためにどのような姿勢で町の未来を考えるとどのようなことが一番求められるものと思います。

町職員は、目標に向かって機能的で効率的な町を町民の方々と一緒に作って作り上げなければなりません。

地域社会のニーズを認識し、そのニーズに応えるために最大の努力をしてこそ、町民に望まれる町職員になりえるものと考えます。

議員の町民に対する本職の見解というのですが、町民の代表者として選ばれた者であれば「人」として守らなければならないことを遵守してこそふさわしいのは当然であり、この場で語るようなレベルの話ではないと思います。

町長としての見解は、本職と議員の方々の見解が異なることがあってはならないし、町民の見解と一致していなければなりません。

二期目の舵取りの大役を、真摯な気持ちで、決して怠ることなく議員の皆さんとともに、町民の負託に応えられるよう努力を続けてまいります。



庁舎内風景

Q 町長は、二期目の町政としての最重要課題は定住促進と語っておられます。どのように具体的に進めていくのか。

定住促進として、団地造成を藤田、木の沢、伏熊、柳川温泉のところなど、いろいろなニーズに対応できる場所を小分けに選ぶ必要があると思っています。

また「定期借地権」を活用するのも良いと思います。

雇用の確保につながる工業団地造成も含めましてお伺いします。

町長 「ここに暮らす喜びをみんなが実感できる町」へ向けた課題克服のための定住促進政策については、新設する政策推進課で雇用の問題を一体化し、新しい感覚とアイデア、企画およびPRを視野に入れ強く指示してまいります。

定住借地権の活用については、50年という長期にわたり賃貸借契約となることから、土地を購入して住宅を建築するより廉価で、将来計画にゆとりができ、住宅を充実させることができます。

しかし、契約完了後に更地にして返還しなければならぬことや、解体費用が必要になったりデメリットも多いようであります。

さらに、個人の土地に自治体が介入すること等のメリット、デメリット

トについても、他の自治体における先進事例等を参考にし、今後慎重に進めていかななくてはならないと思っています。

「雇用対策・工業団地整備」は、県内外の企業誘致の動向を探りながら検討を進めてまいります。

また、新たな産業の芽を育ていくとともに、地域資源を活用した特色ある地域産業の創出に向けて努力を続けてまいります。



藤田工業団地



宇津江 雅人 議員

Q 除排雪作業対策については

A 住民と協働の除排雪作業を前向きに検討していきます

Q 空き家対策について

A 県の管理マニュアル等を参考にしながら「空き家条例」の制定に向け検討していきます

Q 町内の除雪区域を見ると、あの地区は狭い道路に面し、排雪場所がなく交通不便や困難な生活を余儀なくされている箇所が見られ、地区民から「何とかならないものか」との意見が多くあります。

具体的な地区としては町商店街や付近の住宅街、各団地内で、道路に屋根の雪を下ろしても近くに排雪する場所がないということでもあります。

その結果、業者に依頼していますが、今年待ち日数1〜2週間という場合もあって、いらだちを感じ待機している人が多く見られました。

除雪作業は人、物、金がついてまわるものですが、「官民協働で除雪対策はできないものか」が私の持論であります。

それは、各家庭の屋根や宅地内にたまつた雪を短時間で一気に道路に出し、ロータリー車やダンプカーなどで一掃するということで、住民と道路管理者の県、町が役割分担して一定区域の雪を運び出すということです。

これはあらかじめ住民側と道路管

理者側が覚書を交わし、住民は雪捨て場の確保とダンプカーの借り上げ費用などを負担し、地区の県道や町道の除排雪をするものです。

道路幅を確保することで交通安全にも役立ち、また個別に対応するのに比べ、住民の負担軽減にもなります。

是非、高齢者世帯や住宅密集地を考慮し取り組んで欲しいと思います。町長の考えをお伺いします。

町長 今年度におきましては、初の試みとして木の沢区長との協議を経て、ピーチタウンにおいて住民と協働の除排雪作業を実施したところで、好評であったことから、来年度以降に他の地区においても実施していきます。

また、区長会等の場で説明し、前向きに検討していきます。



狭い道路に面した団地 除排雪は大変

Q 当町におきまして、今年の豪雪による空き家の全壊は2件、半壊1件であります。

高齢化社会を迎えるにあたり空き家は増加の傾向にあり、特に豪雪地域では危険な存在となり、隣近所に迷惑をかけるほか、景観の点からも支障をきたします。

当町の空き家については何件か存在しており、所有者は町内外に居住しているそうです。

しかし、将来において、所有者と連絡が取れない時期がくるかもしれない。

今日、全国的に空き家の適切な管理を所有者に義務付け、撤去規定を盛り込んだ「空き家条例」の制定に向けた動きが見られます。

空き家の所有者は、危険な状況になれば早急に取り壊す等、管理の責任を果たしていかなければなりません。

以上の点から、危機管理上から見た空き家の登録の見直しと、将来の高齢化社会に伴う空き家対策としての「空き家条例」に対する考えをお伺いします。

町長 危険な空き家または迷惑な空き家等の苦情や相談については、安全・安心なまちづくりの観点から、税務町民課が主体となって対応に当たっているとされており、有効な利

活用については総務企画課、建築物の維持や道路管理については建設水道課で、ケース・バイ・ケースで対応してきたところです。

適正に管理されていない空き家はさらに増えると想定されるため、空き家の登録は必要としながらも、あくまで所有者の財産であるため慎重に対処すべきであると考えます。

県は平成24年度に空き家の管理マニュアルを策定することとしていることから、参考にして「空き家条例」の制定に向けて検討してまいります。



豪雪で倒壊した空き家



古城 紀夫 議員

Q 左沢駅前整備について

A 住民参加型公募地方債の発行を見据えながら検討していきます

Q 左沢駅前整備町民会議の委員については、町内の各種団体より6名、公募により6名の12名が選任され、12月には第3回の会議が行われました。

その後、全世帯を対象とした町民のアンケートが取りまとめられており、今後、事業が展開されるものと察しておりますが、どのように選定されても、運用資金の確保がメインであり、町の財政上、自己財源だけでは大変かと考えます。

住民参加型市場公募債（ミニ公募債）は、地方自治体が発行する地方債の一種で、地域住民や地元企業などを対象とするものであり、町民と行政との協働のまちづくりを推進するものであります。

今後、審議などを経て整備の方向性が決まっていくものと思われませんが、その手法として、ミニ公募債などの活用を図ってはいかがと思えますが、町長の考えを伺います。

町長 ミニ公募債につきましては、近年「住民参加型公募地方債」として、地域の事業に地域住民の資金を

活用できるようになったことから、地方公共団体の資金調達の多様化や、住民の行政への参加促進および施策のPRが期待できるというメリットが生まれております。

一方、内容によっては、交付税措置が期待できない事業もあり、満期一括償還が原則であることから、償還時に多額の財政負担が生じ、基金への積み立ても検討する必要があります。

発行に当たっては高額の資金を調達できる反面、町民の方に新たな負担をお願いすることになり、本当に住民サービスの向上につながるのかという懸念もあります。

今後、「住民参加型公募地方債」の発行を見据えながらも、交付税措置の有利性、町有施設整備金などの自主財源の活用性を含めて検討してまいります。



左沢駅前広場

暴力団のひなびり大江町を
大江町暴力団排除条例が制定されました

この条例は、町民等に対する暴力団又は暴力団員等による不当な活動の排除に関し、基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策の方針を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって町民等の安全で平穩な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与するため定められました。

基本理念

暴力団又は暴力団員等が町民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与え、存在であるとの認識の下に、暴力団を利用する行為をしないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進する。

町の責務

基本理念にのっとり、暴力団排除に関する施策を総合的に推進し、推進に当たっては、山形県等関係機関及び関係団体等と連携し、及び協力し取り組む。

町民等の役割

基本理念にのっとり、暴力団排除のため活動に相互の連携を図りながら取り組むよう努めるとともに、町が実施する暴力団排除に関する施策に協力する。

また、暴力団員等による不当な要求に応じないよう努めるとともに、暴力団排除に資すると認められる情報を得

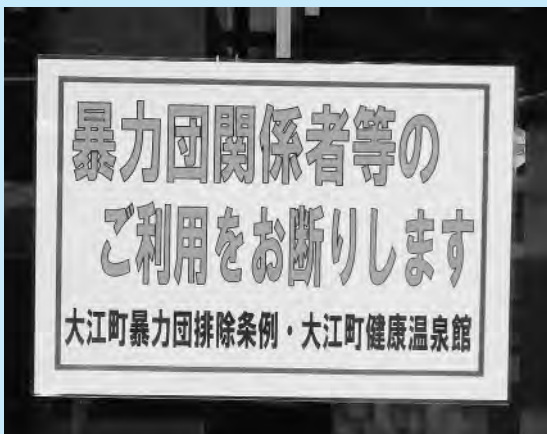
たときは、町又は警察署その他関係機関に対し、当該情報を提供するよう努める。

事業者

基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む）に関し、暴力団を利用することとならないよう努める。

青少年に対する指導等

町及び青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団又は暴力団員等の不当な活動による被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の適切な処置を講ずるものとする。



昨年12月に設置いたしました、大江町議会議員政治倫理検討調査特別委員会の調査結果報告をふまえ、委員長からの発議として大江町議会議員政治倫理条例の制定についての議案が提出され、可決成立いたしました。その全文を掲載いたします。



前文

議員の政治活動は、町民の信頼と付託に基づくものであり、議員一人ひとりが自ら厳しく律する政治倫理観をもって実践することで公正かつ健全な政治の実現がなされるものである。

地方分権改革が進展し、地方議会の役割が一層大きくなる中で、議会及び議員には、これまで以上の使命が課せられており、より高い倫理観と識見が求められている。

本町においては、政治倫理に反するような事件が引き起こされないよう、ここに議員自らが良識と責任を持って公正な政治活動を行うとともに、本町議会における政

治倫理の確立と議会制民主主義の健全な発展を期し、本条例を制定するものである。

(目的)

第1条

この条例は、大江町議会議員（以下「議員」という。）の責務及び政治倫理に関する行為規範を定めることにより、議員の政治倫理の確立を期すとともに、大江町議会（以下「議会」という。）の権威と名誉を守り、主権者たる町民の厳粛なる信託に応え、もって公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条

議員は、町民全体の代表者として、法令を遵守し、町政に関わる自らの役割と責務を深く自覚するとともに、厳しい政治倫理意識に徹し、政治倫理の向上に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの政治的、道義的疑惑をもたれた場合及び法令その他の政治倫理基準等に反し、議員としての行動を逸脱

する事件を起こしたことが明らかになったときは真摯かつ誠実に事実を明らかにするとともに、その責任を明確にしなければならない。

(政治倫理基準)

第3条

議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守し行動しなければならない。

(1) 議員は、町民の信託を受けた代表者であることを自覚し、議員としてふさわしい品位と識見を養い、自らの行動を厳しく律し、活動する。

(2) 議員は、町民の模範として、高い政治倫理観をもち、議会制民主主義の根幹である地方自治法、公職選挙法、政治資金規正法等の法令を遵守する。

(3) 議員は、その地位を利用しての政治倫理に反する自己利益、利益誘導に走ることなく、常に町民全体の利益の実現を目的として活動する。

(審査会)

第4条

議長は、政治倫理基準に違反した疑いがある場合は、問題解決を図るため議会に政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置することができる。

2 議員は政治倫理基準に違反した疑いがあると認められる議員があるときは、対象議員以外の2分の1以上の議員の連署により、文書で議長に対して審査を請求することができる。

3 議長は前項の規定により請求があつた場合は審査会を開催しなければならない。

4 審査会は審査の対象となる議員以外の全議員で構成する。

5 審査会は審査の対象となる議員から申し出がある場合は、弁明の機会を与えなければならない。

6 審査会は原則として公開とする。ただし、出席議員の2分の1以上の同意があつた場合は、非公開とすることができる。

(措置)

第5条

議長は、審査会の決定に従い政治倫理基準に違反したと認められる議員に対し、議会の品位と名誉を守り、町民の信頼を回復するため必要な措置を講ずるものとする。

(措置の遵守)

第6条

議員は、前条に規定する措置を受けた場合、当該措置を遵守しなければならない。

(名誉回復の措置)

第7条

議長は、審査の対象となった議員の名誉を回復することが必要であると認められた時は所要の措置を講ずるものとする。

(研修及び啓発)

第8条

議長は政治倫理に反する行為の根絶に向けて、適宜、研修会などを開催しなければならない。

2 議長は法令違反の防止に向け広く町民に啓発するとともに

理解と協力を求めていくものとする。

(委任)

第9条

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は議長が別に定める。

附則

この条例は公布の日から施行する。

平成24年3月16日施行

ライブアセンブリー

議会傍聴の感想

清野 修一 (若原区)

用事がない限り、ときどき議会定例会の傍聴をしております。

特に3月の定例会は、平成24年度の予算審議とあり、一般質問を含め今年の重点予算はどのようになるのか…等、興味があり足を運びました。

会場内の雰囲気はいつ行ってもピリツとした緊張感を感じますが、議員の方々に「ご苦労様です」と声をかけられたときは、議会が身近に感じられる瞬間でもあります。昨年の6月の議会からインターネット上で生中継されていますが、議会進行の全般にわたり目の前で見ることができるので迫力も違います。

欲を言えば、議員と行政側との質問に対する回答において、さらに突っ込んだやりとりがあっても良いように感じました。

是非、多くの町民の方々に傍聴していただきたいと思えます。

—みなさんの町への意見や想いを紹介するコーナーです。—

私はこう思う

最近、気になる駅前跡地の活用についてです。

過日、全町民に対しアンケート調査があり、現在、多忙な集計作業に追われていることと察します。本当にご苦労様です。

場所が町の表玄関でもあることから、訪問客にも注目されるような、モダンな建築を望みたいものです。

お年寄りから小さいお子さんまで楽しめるような、憩いの場とした多目的ホールもいかがと思います。また、町内のお年寄りの方から、まとまった買い物ができるよう、町内の商店が入った中型スーパーのようなものが欲しいとの意見もありました。

今後の検討に期待したいと存じます。



総務文教常任委員会 活動報告

左沢小学校訪問

委員6名は、2月22日(水)町立左沢小学校を訪問しました。

役場から歩いて小学校に到着してしばらくすると給食の時間になり、委員は、1、2年生の生徒が調理師さんに挨拶をしてから、給食を調理室から自分たちの教室まで台車で運び、料理を盛り付けるまでを見学しました。

低学年ながら、給食当番を中心に係を決め、協力して私語もなく配膳する様子に感動しました。

この日の献立は『全国郷土料理めぐり』と題した東京都のメニューで、深川めし・穴子入り厚焼き卵・小松菜の辛子和え・ねぎま汁・紙パック牛乳200ccとなっていました。

私達議員も6年生の量で試食(270円自己負担)し、大変美味しくいただきました。

その後、5校時の授業を見学。左沢小で取り組んでいる『江戸いろはかるた』で、いろはに・ほ・へ・とで始まる『鬼に金棒』、『論より証拠』等、昔から伝

わる言葉を約40単語ほど丸暗記して発表する低学年の生徒達に感激しました。

その後会議室にて、校長先生から左沢小学校における教育と行事などの説明を聞き、委員一人ひとり感想を述べ、「左沢の旧正月初市のお祭り時は下校時間を早くして、初市に活気を」等の要望も出し情報交換しました。

その後、町の体育センター2階にあるトレーニングルームを視察してある器具の説明を聞き、ルームランナー等で実際に体を動かしたりしました。



左沢小学校における給食風景

産業厚生常任委員会 活動報告

2月22日、次の3施設について現地調査を行いました。

シニアセンターの運営状況について

約1億円の費用で建設され、平成14年4月にオープンして以来10年がたちました。

お年寄りの方にも好評で、当日もNPO法人「あじさい」の活動中で、10名の方が健康体操などをして楽しんでおりました。

一人住まいの方や、日中一人になられる方が多いそうで、中には93歳の方もおりました。

送迎もあり、健康維持のため、温泉で一日ゆっくりできます。是非利用し、生き生きと長生きして欲しいものです。



シニアセンター内の活動

町営西原住宅団地A・B棟について

昨年8月から建築工事が進められてきた、藤田地区にある町営西原住宅A・B2棟が2月に完成しました。

併せて、平成25年度に建設予定の子育て世帯向け住宅に係る基本設計、実施設計に取り組みます。是非、町外から多くの若者夫婦が入居して欲しいものです。

子育て支援センターの活動について

子育て支援センターは通常、ファミリー・サポート・センターとも言われ、平成24年4月からわかば保育園に開設します。

わかば保育園の先生方から「子育てひろばだより」を見せていただき、また、子どもたちと交流してきました。



わかば保育園内のセンター

伊藤善男氏 旭日双光章受章を祝う

平成24年3月20日、大江町町民ふれあい会館において、祝賀会を行いました。



元副議長伊藤善男氏は、平成23年11月4日に山形市文翔館において、吉村美恵子山形県知事より旭日双光章受章の伝達を受け、11月11日には、皇居にて行われた拝謁式に出席しました。

功績

伊藤善男氏は、昭和8年に大江町小見に生まれ、昭和54年9月大江町議会議員に初当選以来、平成19年9月までの7期28年の永きにわたり在職し、特に平成

14年9月から、大江町議会副議長として議長を補佐し、議会の円滑な運営に尽力されました。

在職中、総務常任委員長を始め、数々の常任委員長を歴任し、議会の活性化など様々な視点から新たな町議会の定数調査にも尽力され、高邁な政治信念をもって町民の福祉向上に貢献されました。

主な表彰

- 平成元年9月 大江町長表彰 (自治功労)
- 平成2年5月 村山地方町村議会議長会長表彰 (自治功労 議員在職10年)
- 平成7年2月 全国町村議会議長会 山形県町村議長会会長表彰 (自治功労)
- 平成20年2月 全国町村議会議長会長表彰 (自治功労 議員在職27年以上)

所管事項の調査報告

平成24年2月17日(金)、全国町村議会議長会主催による広報コンクールにおいてたびたび入賞し、今年度の第24回町村議会コンクールにおいても優秀賞に輝いた群馬県吉岡町に、議会だよりの編集および広報委員会の活動について調査を実施しました。

議案審議の内容等のほか「町の散歩道」・「議会を傍聴して」・「私もひとこと」など町民の声が紙面に反映されている編集であり、特に表紙を飾る写真は読者を引き寄せるものがありました。

定例会後1ヶ月を目途に、町民が読みたくなるような広報誌発行に努力しなければとの思いを強くしました。



吉岡町議会広報誌

議会の動き (平成24年2月～4月)

2月

- 15日 山形県町村議会議長会 (山形市)
- 17日 議会広報常任委員会行政視察 (群馬県吉岡町)

22日 全員協議会

総務文教常任委員会
産業厚生常任委員会

27日 大江・西川両町議会要望活動 (総合支庁)

28日 議会運営委員会

3月

8日 定例会 (15日まで)

議会広報常任委員会

20日 伊藤善男氏叙勲受章祝賀会

22日 議会広報常任委員会

28日 議会広報常任委員会

30日 議会広報常任委員会

4月

5日 全員協議会

6日 議会広報常任委員会

10日 議長辞職願届出

12日 議会広報常任委員会

16日 議会運営委員会

17日 全員協議会

17日 臨時議会

結城議長 辞職願を提出

全員賛成で辞職許可

結城議長は議長選挙後の昨年10月、自身に投票した複数の町議等にコチヨウランの鉢植えを贈っていたことが判明しました。

寄付の禁止などを定めた公職選挙法に触れる可能性もあるため、町民の皆様をお騒がせしたとして、結城議長は10日に「社会的・道義的責任を取って議長職を辞職する」旨の辞職願を小野祐一副議長に提出しました。

これを受けて、17日に開かれた臨時議会で議長職の辞職が許可されました。

その後、議長・副議長の投票が行われ、新議長に小野祐一議員、新副議長に安彦勉議員が選出されました。

●議長選の結果

小野 祐一……6票
松田 敏男……5票
無 効……1票

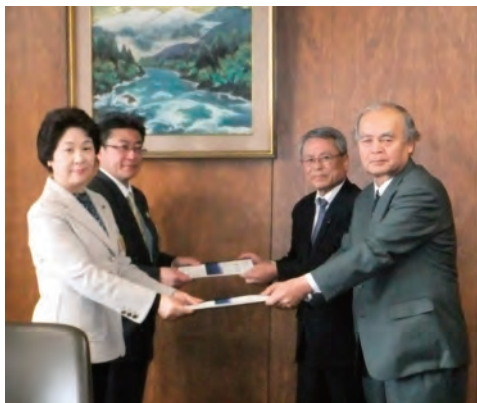
●副議長選の結果

安彦 勉……6票
松田 敏男……2票

伊藤慎一郎……2票
土田 勳一……1票
無 効……1票

県知事へ要望書提出

3月23日に、主要地方道大江西川線道路改良の整備促進について、大江町と西川町の両町長から、県知事および村山総合支庁長へ要望書が提出されました。当議会からも議長や産業厚生常任委員が参加しました。



県庁で知事へ要望書提出

当町からの要望については次のとおりです。

一、貫見工区2期工事分（貫見・沢口間）の早期完成について

理由・工区1期工事分（沢口・柳川

間）は昨年12月に供用開始に至りましたが、道路交通の一貫性の観点から、貫見・沢口間についても、一日も早い着工と完成を要望する。

二、田の沢・大井沢トンネル間の道路改良の早期着手について

理由・広域的な観光ルート構築の観点から欠くことができず、道路改良の実現に向けて、計画路線の測量等の早期着手を要望する。

三、その他の区間（十八才・月布間・三合田・顔好地内）の道路改良の早期着手について

理由・道路幅員が狭く、またカーブが連続しており、歩行者だけでなく通行車両にとっても事故の多発地帯になっており、道路改良の早期着手を要望する。

四、左沢地内（起点～350m区間）

理由・最上屋菓子店・薬師が池付近の北側に歩道は設置してあるものの、歩行者の安全を確保するために早期に歩道整備を要望する。



三合田地区の工事状況

編集後記

「春」です。希望に満ちた「春」です。辛く、厳しかった冬がやっと終わり、春の暖かい日差しが、私達を労うように降り注ぎます。

「春」は、出会いと別れの季節。入社そして退職。保育園、幼稚園の入園、卒園。小中高校への入学、進級。そして、卒業。いろいろな場所で星の数ほどの出会いと別れが待っていて、そして、夢や希望、挫折もあります。人生は、そんなことの繰り返しをして、人を「人間」にしていくのだと思います。

また、「春」は新たな世界への旅立ちの季節でもあります。私達議員は、気持ちを入れ替えて次に進み、大江町発展のためだけに「力」を注ぎたいものです。（記・安食幸治）

【発行責任者】

◆議長 小野 祐一

【大江町議会広報常任委員会】

◆委員長 伊藤慎一郎

◆副委員長 安彦 勉

◆委員 宇津江雅人

◆委員 安食 幸治